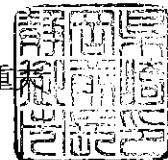


御環 第 115 号

平成 30 年 11 月 21 日

静岡県知事 川勝 平太 様

御前崎市長 柳澤 重義



「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価準備書」に関する
意見について (回答)

平成 30 年 11 月 12 日付け環生第 234 号により照会のありました件について、静岡県
環境影響評価条例第 23 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙の
とおり回答いたします。

担当 : 御前崎市市民生活部環境課

電話 : 0537-85-1162

FAX : 0537-85-1149



(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価準備書に対する市長意見

1 はじめに

本事業実施区域が位置する御前崎港は、重要港湾としてだけでなく、近隣の風光明媚な海岸線は、海水浴「快水浴場百選（環境省）」、磯遊び、ウインドサーフィン、クルージングなどの海洋レジャーの拠点としても脚光を浴びており、カツオやシラスをはじめとした豊富な漁業資源と自然環境を有する港として、これまで本市の水産・海洋文化の拠点として成長してきたところである。

事業者には、この環境影響評価の手続において述べられた市長意見並びに知事意見や調査によって得られた知見及び専門家からの意見、情報等を十分に事業計画に反映し、環境への影響をできる限り回避・低減することを求める。

2 全般事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全計画及び環境負荷の低減に関する事項を確実に実施するとともに、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、可能な限り最良の技術や設備を導入し、環境への影響の低減を図ること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて調査項目並びに調査、予測及び評価の結果を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (3) 地域住民、関係団体、関係行政機関との情報交換を行い、各種環境情報に関する相互の情報共有を図ること。
- (4) P157 の行政計画に、平成 30 年 3 月に策定された「御前崎市エネルギービジョン」に関する記載を追加すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を遵守すること。

3 個別事項

- (1) 大気質
 - ・御前崎港における燃料荷役中の粉じん対策と粉じん飛散予測及び評価の結果について評価書に記載すること。
- (2) 水質
 - ・工事の実施に伴う水の濁り、施設の供用に伴う排水による海域への影響を回避・低減するよう排水処理設備の適切な管理及び運用に努めること。

(3) 景観

- ・御前崎港やマリンパーク御前崎から望む富士山は、当市にとって重要な観光資源であることから、当該施設の建設によって景観が損なわれるとのないよう十分検討し配慮すること。

(4) 動物・植物

- ・工事の実施に伴う水の濁り、施設の供用に伴う排水による周辺海域に生息する水生動植物への影響を回避・低減するよう環境保全措置を徹底すること。

(5) 廃棄物

- ・施設の運転に伴い発生する産業廃棄物のうち、燃え殻・ばいじんについては、専用のアッシュタンクにて密閉保管した後に廃棄物処理業者に委託し、セメント原料または路盤材等として再生利用する計画とされているが、出来るだけ速やかに廃棄物処理業者に委託し、長期間敷地内に保管しないこと。

(6) 文化財

- ・工事の実施に伴う水の濁り、施設の供用に伴う排水により、国の天然記念物に指定されている「御前崎のウミガメ及びその産卵地」に影響を与えることないよう環境保全措置を徹底すること。

(7) その他

- ・本事業が実施される場合には、御前崎市と事業者は、御前崎市環境基本条例の趣旨に基づき、公害による住民の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的として環境保全協定を結ぶこと。

4 付帯事項

本事業の実施に当たっては、事業実施区域が静岡県第4次地震被害想定における浸水区域とされているため、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対する安全対策について、十分な検討を行い万全の対策を講じること。